資料1

令和９年１月１７日執行
尾張旭市長選挙資料

候 補 者 運 動 員 の た め に

尾張旭市選挙管理委員会

はじめに

この小冊子は、令和９年１月１７日に行われる尾張旭市長選挙の候補者及びその運動員の方々が、知っておかなければならない選挙に関する手続きを中心に、選挙運動その他のあらましについて記述したものです。

複雑な選挙に関する事柄の全てをこの小冊子にまとめることはもとより不可能なことであり、記述したものはその基本的事項にすぎませんので、ご不明な点は、選挙管理委員会にお尋ねください。

なお、この小冊子では、法令について次のように略称を使用しておりますので、ご留意ください。

法　：公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）
令　：公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）
規　則：公職選挙法施行規則（昭和２５年総理府令第１３号）
規正法：政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）
市条例：尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成７年尾張旭市条例第１号）
市規程：尾張旭市公職選挙管理規程（昭和４６年規程第１号）

目　　次

第１　選挙に関する期日等の要点……1

第２　各種届出等一覧……2

第３　選挙運動一覧……5

第４　選挙運動に関する注意
　１　選挙事務所……13
　２　自動車・拡声機の使用……14
　３　個人演説会……15
　４　街頭演説……17
　５　連呼行為……18
　６　文書図画の頒布……19
　７　文書図画の掲示……22
　８　新聞広告……24
　９　選挙公報……25
　10　声の選挙公報……26
　11　ポスター掲示場への掲示……27
　12　インターネットによる選挙運動……28
　13　その他選挙運動に関する事項……31

第５　各種証明書等の返還……36

第６　選挙運動費用
　１　選挙運動費用の制限と範囲……37
　２　出納責任者の職務……41

第７　立候補等手続きに関する注意事項
　１　立候補の意義……44
　２　候補者の資格要件……44
　３　立候補の手続き……45
　４　立候補の効果……46
　５　立候補の辞退……47
　６　立候補に伴うその他の届出……47
　７　選挙に関する諸届出等の時間……47

第８　立候補届出の受付順位……48

参考　名古屋法務局本局案内図　……49

第１　選挙に関する期日等の要点

種　　別	期　日・期　間・期　限・場　所
１任期満了日	令和9年2月2日(火)
２後援団体に関する寄附等の禁止期間	令和8年11月4日(水)～令和9年1月17日(日) ※任期満了の日前90日から選挙期日まで
３候補者等の氏名等を表示する個人及び後援団体の政治活動用ポスターの掲示禁止期間	令和8年8月2日(日)～令和9年1月17日(日) ※任期満了日の6か月前から選挙期日まで
４候補者の氏名等を記載した政党等の政治活動用ポスターの掲示禁止期間	令和9年1月11日（月・祝）～1月17日（日） ※告示日の翌日から選挙期日まで
５選挙期日の告示	令和9年1月10日(日)
６立候補届出日	令和9年1月10日(日)　午前8時30分～午後5時 市役所　講堂1（南庁舎3階）
７期日前投票	令和9年1月11日(月・祝)～1月16日(土) 午前8時30分～午後8時　市役所　1階ロビー
８選挙期日（投票日）	令和9年1月17日(日)　午前7時～午後8時
９選挙会(開票)	令和9年1月17日(日)　午後9時～ 総合体育館アリーナ
10立候補予定者説明会	令和8年11月6日(金)　午前10時～ 市役所201会議室（南庁舎2階）
11立候補届事前審査	令和8年12月18日(金)・21日（月） 午前9時～午後4時 市役所　総務課（北庁舎2階）
12投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじ	令和9年1月10日(日)　午後5時30分～ 市役所　302会議室（南庁舎3階）
13選挙公報の掲載順序を定めるくじ	
14選挙立会人の届出期限	令和9年1月14日(木)　午後5時まで
15選挙立会人選任のくじ	令和9年1月14日(木)　午後5時30分～ 市役所　302会議室（南庁舎3階） ※届出者が10人以内の場合は行わない。
16選挙運動最終日	令和9年1月16日(土)
17当選証書付与	令和9年1月18日(月)　午前10時～ 市役所　市長応接室（北庁舎3階）
18選挙運動費用収支報告書届出期限	令和9年2月1日(月)午前8時30分～午後5時 市役所　総務課（北庁舎2階）

第２　各種届出等一覧

項　　目	届　出　先	期　　限	届出に必要な書類
1.立候補届	選挙長(講堂１)	1月10日(日) 午前8時30分～ 午後5時 市役所　講堂1 （南庁舎3階）	○候補者届出書又は候補者推薦届出書 ○供託証明書　（金額100万円） ○宣誓書 ○所属党派証明書 （所属する政党その他の政治団体があるとき） ○戸籍の謄本又は抄本 ○通称認定申請書　（通称を使用するとき） ※推薦届出のときには次の書類も必要 ○候補者推薦届出承諾書 ○推薦届出者の選挙人名簿登録証明書
2.選挙事務所設置(異動)届	選挙管理委員会	設置(異動)後直ちに	○選挙事務所設置（異動）届 ※推薦届出者が設置（異動）したときには次の書類も必要 ○候補者の承諾書（推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する書面も必要）
3.選挙公報掲載申請	選挙管理委員会	1月10日（日） （告示日） 午後5時まで	○選挙公報掲載申請書 ○選挙公報掲載原稿 ○候補者の写真（3月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の白黒写真で縦3㎝、横2.5㎝） ※電子データの場合は資料４「選挙公報の発行について」を参照
4.選挙公報掲載文修正（撤回）申請	選挙管理委員会	1月10日（日） （告示日） 午後5時まで	【掲載文の修正又は写真の取替をする場合】 ○選挙公報掲載文修正（写真取替）申請書 ○修正した選挙公報掲載原稿又は候補者の写真 【申請を撤回する場合】 ○選挙公報掲載撤回申請書

項　　目	届　出　先	期　　限	届出に必要な書類
5.公営施設利用の個人演説会開催申出	選挙管理委員会	開催しようとする日の2日前の午後5時まで	○個人演説会開催申出書
6.新聞広告の掲載	広告を掲載しようとする新聞社等	1月16日（投票日の前日）までに新聞広告ができるように ※投票日の新聞に掲載することは不可	○新聞広告掲載証明書
7.選挙運動用通常葉書の交付請求	日本郵便㈱尾張旭郵便局	1月16日（投票日の前日）まで	○候補者用通常葉書使用証明書
8.選挙運動用通常葉書の差出	郵便物の配達事務を取扱う日本郵便㈱の郵便局	1月16日（投票日の前日）までに選挙人に到達するように ※投票日に選挙人に到達するように差出すことは不可	○選挙運動用通常葉書差出票（選挙運動用通常葉書200枚ごとに選挙運動用通常葉書差出票1枚を添える。）
9.選挙運動用ビラ	選挙管理委員会	頒布する前 ※投票日に選挙人に頒布することは不可	○選挙運動用ビラ届出書（選挙運動用ビラ1枚を添える。） ○選挙運動用ビラ証紙交付票（選挙運動用ビラ1枚を添える。） ※2種類の場合は、それぞれについて1枚添付
10.選挙立会人の届出	選挙長	1月14日（投票日前3日）午後5時まで	○選挙立会人となるべき者の届出書 ○同承諾書
11.出納責任者選任(異動)届	選挙管理委員会	選任(異動)後直ちに	○出納責任者選任（異動)届 ※推薦届出者が選任したときには次の書類も必要 ○候補者の承諾書（推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証明する書面も必要）

項　　目	届　出　先	期　　限	届出に必要な書類
12.選挙事務員等の届出	選挙管理委員会	その者を使用する前	○届出書（報酬を支給する者）
13.選挙運動費用収支報告書	選挙管理委員会	2月1日（投票日後15日）午後5時まで ※この届出以後のものについては収支のあった日から7日以内	○選挙運動費用収支報告書 ○領収書その他の支出を証すべき書面の写し（領収書を徴し難い事情があるときはその支出の明細書）

第３　選挙運動一覧

種　　別	説　　明	
選　挙　事　務　所	設　置　数	1か所
	設 置 場 所	特に制限はないが、選挙当日は投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に限り、設置できる。
	移　　動	1日につき1回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することができない。
	届　　出	設置(異動)後直ちに選挙管理委員会へ届け出る。
	文 書 図 画	ポスター、立札及び看板の類（縦350㎝×横100㎝以内）を通じて3個以内。ちょうちんの類（高さ85㎝×直径45㎝以内）1個。記載内容は、選挙事務所を表示するものであること。
選挙運動用自動車	台　　数	1台
	表　示　板	選挙管理委員会交付
	使 用 車 種	乗車定員10人以下、車両総重量３．５トン未満の自動車
	乗 車 定 員	候補者、運転手1人、運動員4人以内（運動員は選挙管理委員会交付の乗車用腕章着用）
	車上の運動	走行中は連呼行為（午前8時～午後8時に限る。）以外の選挙運動はできない。 停止中は選挙運動のための演説、連呼行為ができる。ただし、法140の2（学校、病院等での静穏保持）、法165の2（他の選挙の選挙当日）、法166（特定建物等）の制限又は禁止規定に注意を要する。
	文 書 図 画	ポスター、立札及び看板の類（縦273㎝×横73㎝以内）は数の制限がない。ちょうちんの類（高さ85㎝×直径45㎝以内）は1個。記載内容の制限はない。看板の類の取り付けには、道路交通法の規定による制限外積載、設備外積載についての所轄警察署長（守山警察署長）の許可を要する。

種　　別	説　　明	
拡　声　機	使　用　数	1そろい（常時使用） このほか個人演説会（幕間演説を含む。）の開催中、その会場で別に１そろい使用できる。1そろいとは、マイク、スピーカー、増幅装置からなる１組をいい、携帯用のものを含む。
	表　示　板	選挙管理委員会交付（常時使用の１そろい）
個人演説会	形　　態	候補者が不特定多数の聴衆を集めて行う演説会。連呼行為及びテープレコーダー等の使用もできる。
	施　　設	公営施設とその他の施設（その構内を含む。） **【公営施設】** 学校、公民館、公会堂、その他選挙管理委員会が指定した施設 **【その他の施設】** 公営施設及び法 166（特定建物等）の禁止施設以外のもの
	開催手続	**「公営施設」**使用の個人演説会を開催する場合は、開催予定日の2日前までに個人演説会開催申出書により選挙管理委員会へ申し出る。 **「その他の施設」**使用の場合は、候補者と施設管理者との間で使用についての契約により開催でき、選挙管理委員会へ申し出る必要はない。
	開催周知	候補者が行う。選挙運動用ポスター（ポスター掲示場に掲示）、選挙運動用通常葉書、街頭演説等で周知する。
	演　説　者	候補者、運動員等。テープレコーダー等も使用できる。
	文書図画	**【会場外】** ポスター、立札及び看板の類（縦273㎝×横73㎝以内）は、会場ごとに通じて2個以内。 ちょうちんの類（高さ85㎝×直径45㎝以内）は、会場の内外を通じて1個（会場内にちょうちんを掲示した場合は、会場外には掲示できない。）。 記載内容の制限は特にないが、掲示責任者の氏名及び住所の記載が必要。

		【会場内】 ポスター、立札及び看板の類（縦 273 ㎝×横 73 ㎝以内）は、数に制限なし。 記載内容の制限は特にないが、掲示責任者の氏名及び住所の記載が必要。
	開催制限	**「公営施設」**使用の個人演説会を開催する場合は、1回について5時間以内とされている。 法 166（特定建物等）の制限又は禁止規定に注意を要する。
種　　別		説　　明
街頭演説	形　　態	街頭又は公園、空き地等で多数の人に対してする演説（屋内から街頭へ向かってする演説を含む。）。連呼行為及びテープレコーダー等の使用もできる。
	標　　旗	街頭演説は、選挙管理委員会が交付する標旗を掲げて演説者がその場所にとどまって行う。歩行中や走行する車上の演説は禁止されている。
	人　　員	候補者、運転手 1 人、運動員 15 人以内（運動員は選挙管理委員会が交付する街頭演説用腕章又は乗車用腕章を着用）
	演説者	候補者、運動員等。連呼行為及びテープレコーダー等の使用もできる。
	時　　間	午前 8 時～午後 8 時に限る。（特に学校、病院等の周辺では静穏保持に努めること。また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めること。）
	文書図画	法定の自動車を使用する場合の自動車に取り付けられているものの掲示以外は掲示できない。 選挙管理委員会に届け出た選挙運動用ビラは、その場所において頒布できる。
	演説の制限	法 166（特定建物等）の制限又は禁止規定に注意を要する。
連呼行為	形　　態	短時間に一定の文句を連続反復して呼びかけること。
	できるのは	選挙運動用自動車の上において、午前8時～午後8時の間。 個人演説会場及び街頭演説（演説を含む。）の場所

	制　　限　学校、病院等の周辺では静穏保持に努めること。法 166（特定建物等）の制限又は禁止規定に注意を要する。

種　　別	説　　明
文　書　図　画（インターネットによるものを除く。）	**【頒布できるもの】** 選挙運動用通常葉書及び選挙運動用ビラ以外は頒布できない。 **1. 選挙運動用通常葉書** 葉書枚数　8,000 枚 会社製葉書（日本郵便㈱が発行した通常葉書）の入手方法　選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を日本郵便㈱尾張旭郵便局に提示して受領する。（無料） 私製葉書を使用する場合　選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を日本郵便㈱尾張旭郵便局に提示して私製葉書に選挙郵便物としての表示を受ける。 私製葉書については、次の点に注意 規格　縦　14cm～15.4cm、横　9cm～10.7cm 重量　2ｇ～6ｇ 地色　白色又は会社製葉書程度の淡色 紙質及び厚さ　会社製葉書と同等以上 その他　切手を貼付する場所には、切手を貼付したり別納等の表示はせず、無地のまま提出すること。 葉書の差出　日本郵便㈱尾張旭郵便局に、選挙長が交付する「選挙運動用通常葉書差出票」により差し出す。 差出票 1 枚について 200 枚の葉書を差し出すことができる。郵便によらず私送によったり、選挙人に手渡したり、ポストに投函することはできない。また、投票日に選挙人に到達するように差し出すこともできない。 記載内容　特に制限がない。 **2. 選挙運動用ビラ** ビラ枚数　選挙管理委員会に届け出たビラ２種類以内で、16,000 枚を超えることができない。

届　　出	あらかじめ見本を添えて届け出ておくことが必要である。
規　　格	長さ 29.7 ㎝×幅 21 ㎝（Ａ４判）を超えてはならない。
証　　紙	選挙管理委員会が交付する選挙運動用ビラの証紙を貼らなければならない。
頒布の方法	次の方法に限られる。なお、投票日当日、選挙人に頒布することはできない。 ①新聞折り込みによる頒布 ②選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布
記載内容	特に制限はないが、ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（法人であるときは、法人名とその所在地）を記載する必要がある。

【掲示できるもの】

1. 選挙事務所を表示するもの

ポスター、立札及び看板の類（縦350㎝×横100㎝以内）を通じて3個
ちょうちんの類（高さ 85 ㎝×直径 45 ㎝以内）1 個

2. 選挙運動用自動車等に取り付けるもの

ポスター、立札及び看板の類（縦273㎝×横73㎝以内）は数の制限なし。
ちょうちんの類（高さ85㎝×直径45㎝以内）1個

3. 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

4. 個人演説会場において演説会の開催中使用するもの

会　場　外	ポスター、立札及び看板の類（縦273㎝×横73㎝以内）は、会場ごとに通じて2個以内。 ちょうちんの類（高さ85㎝×直径45㎝以内）は、会場の内外を通じて1個（会場内にちょうちんを掲示した場合は、会場外には掲示できない。） 記載内容の制限は特にないが、掲示責任者の氏名及び住所の記載が必要
会　場　内	ポスター、立札及び看板の類には、規格及び数に制限なし。 記載内容の制限は特にないが、掲示責任者の氏名及び住所の記載が必要

	5.選挙運動用ポスター 規　　格　長さ 42 ㎝×幅 40 ㎝以内 記 載 内 容　①　表面に、掲示責任者及び印刷者の氏名（名称）及び住所を記載すること。 ②　表面に、公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載すること。 ③　他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、選挙運動用ポスターとして品位を損なう内容を記載することはできない。 掲　　示　ポスター掲示場に限る。ただし、投票日当日には新たに掲示することはできない。
種　　別	説　　明
新　聞　広　告	回　　数　2 回 できる者　候補者（有料） 手　　続　選挙長が交付する「新聞広告掲載証明書」を新聞社等に提出して行う。 スペース　横 9.6 ㎝×縦 2 段組以内で、その場所は、記事下に限られる。 内　　容　自由（色刷りはできない。）
選　挙　公　報 （公　　営）	発　　行　選挙管理委員会 掲載申請　候補者が告示日の午後 5 時までに選挙公報掲載申請書に選挙公報掲載文原稿用紙及び候補者の写真（無帽、無背景、正面、上半身、3 月以内に撮影したもので縦 3 ㎝×横 2.5 ㎝ 1 枚、裏面に候補者の住所、氏名を記載したもの）を添えて、市選管に行う。 電子データによる提出の場合は、選挙公報掲載文の電子データ及び掲載文の電子データを出力した確認用見本（紙で 1 枚）を添えて市選管に行う。 字　数　等　字数は特に制限なし。掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合においては、それらの部分に係る面積の合計は、掲載文を掲載することができる面積のおおむね2分の1以下に限られる。掲載文には、申請時に提

		出する候補者の写真以外の写真は、掲載できない。
	内　　容	氏名欄に候補者届出書に記載された氏名（通称使用の認定を受けた場合は通称）を記載すること以外、候補者の経歴、政見等を記載するものとされ、特に制限はないが、他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をすることはできない。
	掲載順序	くじで定める。
	配　　布	投票日の前日までに選挙管理委員会が配布する。
種　　別		説　　明
声の選挙公報	形　　態	選挙公報を読み上げた音声をデイジー版（ＣＤ）等に録音したものを、希望する目の不自由な選挙人に提供する。
	読み上げる部分	選挙公報の文字の部分を読み上げるものとし、写真、記号、符号、図表、イラストレーションは除く。
	読み上げる順序の指定	選挙公報掲載文原稿用紙の写しに読み上げる文章又は字句を赤枠で指示し、これらを読み上げる順に、①、②、③…と番号を赤で記載する（候補者作成)。
	録音順序	公報の候補者掲載順序による。
	配　　布	希望する目の不自由な選挙人に、投票日の前日までに選挙管理委員会が配布する。
選挙運動費用	制限額	選挙管理委員会が告示した額 （選挙の期日の告示の日において登録されている選挙人名簿登録者数×81円＋310万円） 百円未満の端数は、百円とする。 ※令和8年9月1日現在の選挙人名簿登録者数（68,788人）で計算すると、8,671,900円。
	制限の公表	正規の額は、選挙の告示の日に告示する。
	選挙運動に従事する者の実費弁償	交通費　鉄道費、車賃の実費 宿泊料　1夜　23,000円(食事料2食分を含む) 弁当料　1食　1,500円、1日　4,500円 茶菓料　1日　1,000円

	選挙運動のために使用する労務者の実費弁償・報酬	交通費　鉄道費、車賃の実費 宿泊料　1夜　20,000円(食事料を含まない) 基本日額　10,000円以内 超過勤務手当　1日につき基本日額の5割以内
	事務員 車上運動員 手話通訳者 要約筆記者の報酬	事務員　　1日　15,000円以内 車上運動員　1日　20,000円以内 手話通訳者　1日　20,000円以内 要約筆記者　1日　20,000円以内 （いずれも超過勤務手当は支給できない）
	※　事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者については、次の制限がある。	
	支給期間	文書で選挙管理委員会に届け出たとき～1月16日までの間
	支給人員	1日12人以内。ただし、前記期間を通じて実人員60人まで異なる者を届け出ることができる。
	延べ人数	12人×届出日から1月16日までの日数
インターネット	ウェブサイト	年齢満18年未満の者等を除き誰でも、ウェブサイト等（インターネットを利用する方法のうち、電子メールを除く）を利用する方法により、選挙運動を行うことができる。その際は、文書図画を掲載するウェブサイト等に、電子メールアドレス等を表示しなければならない。また、そのウェブサイト等は選挙期日当日もそのままにしておくことができるが、選挙期日当日の更新はできない。
	電子メール	電子メールを利用する方法による選挙運動は、候補者及び確認団体に限り、行うことができる。その際は、電子メールの送信の求め・同意を送信者に通知した者及びメールマガジン等政治活動用電子メールを継続的に受信している者であって、メールの送信を拒否しなかった者に送信先は限られる。なお、通知や求め・同意があったこと等の記録を保存しなければならない。また、電子メールで送信される文書図画には、氏名、名称や電子メールアドレス等の表示をしなければならない。
	有料インターネット広告の禁止	選挙運動のための有料インターネット広告は禁止されている。ただし、確認団体が、その政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載する場合を除く。

第４　選挙運動に関する注意

１　選挙事務所

選挙事務所とは、選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所的設備をいいます。したがって、政党その他の政治団体又は候補者の運動員等によって、特定の候補者のための選挙対策本部、後援会、連絡所等の名称に名を借りて特定の候補者の選挙に関する事務を取り扱うような場合は、それらが選挙事務所とみなされることがあります。

なお、休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設けることはできませんが、演説会場における弁士の控室、選挙事務所の一部に設けられる運動員の休憩所等は、ここにいう休憩所等には含まれません（法 133)。

⑴　設置数

選挙事務所は候補者 1 人につき 1 か所だけ設置することができます（法 131)。

⑵　選挙事務所の移動

設置された選挙事務所は、1 日につき 1 回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することはできません（法 131)。

⑶　設置（異動）届

選挙事務所を設置又は異動したときは、直ちに選挙管理委員会へ届け出なければなりません（法 130)。

なお、選挙事務所は、選挙の当日であっても投票所を設けた場所の入口から 300ｍ以外の区域であれば設置できますが、これに違反して設置されたものについては、閉鎖を命じます（法 132、134)。

⑷　選挙事務所のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類を通じて 3 個以内、ちょうちんの類 1 個を掲示することができます。

（例えば、ポスターを 2 枚使った場合は、立札か看板を 1 枚しか使用できないことになります。なお、両面使用の場合は 2 枚又は 2 個と数えられます。）

ポスター、立札及び看板の類の規格は、縦 350 ㎝×横 100 ㎝以内、ちょうちんの類は、高さ 85 ㎝×直径 45 ㎝以内です（法 143)。

⑸　選挙運動用ビラの頒布

選挙管理委員会へ届け出た 2 種類以内の選挙運動用ビラを、選挙事務所内において頒布することができますが、選挙当日は頒布できません。このビラの大きさは、長さ 29.7 ㎝×幅 21.0 ㎝（Ａ４判）以内で、選挙管理委員会が交付する証紙をはらなければなりません（法 142、令 109 の 6)。

２　自動車・拡声機の使用

⑴　使用できる自動車の台数

使用できるのは、自動車１台及び拡声機１そろいで、これらを使用する際には、立候補届出の際に交付を受けた表示を、使用する自動車又は拡声機の外部から見やすい箇所に掲示していなければなりません（法 141）。

⑵　使用できる自動車の種類

使用できる自動車の車種は、乗車定員 10 人以下、車両総重量 3.5 トン未満の自動車です。（令和８年１月１日以後に告示される選挙から、全ての選挙において統一されました。）

⑶　自動車のポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

自動車にはポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができます。規格は、ポスター、立札及び看板の類にあっては、縦 273 ㎝×横 73 ㎝以内で、個数の制限はありません。

ちょうちんの類にあっては、高さ 85 ㎝×直径 45 ㎝以内の大きさのものを１個に限り取り付けることができます。

また、自動車に看板等を取り付けるときには、道路交通法の規定により設備外積載についてあらかじめ所轄の警察署長の許可を要することとなっています。

⑷　拡声機

拡声機１そろいを使用することができますが、この１そろいとは、通常は、マイク１個とスピーカー１個及びこれに必要な増幅装置をいい、マイク・スピーカー・増幅装置が一体となった電気メガフォンなどの携帯用の拡声機については､1 台で１そろいとなります。

⑸　選挙運動用自動車の使用の公営

選挙運動用自動車の使用に関し、供託物が尾張旭市に帰属することとならない場合に限り、そのうちの一定額が公費負担となります。詳細は「選挙公営の手引」によってください。

⑹　その他

選挙運動用自動車を使用するために要した支出は、選挙運動費用には含めません。

3　個人演説会

個人演説会は、公営施設を使用して開催するものと、それ以外の施設を使用して開催するものと2つの方法があります。公営施設とは、学校（学校教育法第1条に規定する学校）、公民館（社会教育法第21条に規定する公民館）、地方公共団体の管理に属する公会堂及び市町村の選挙管理委員会が指定した施設をいいます（法161①）。

⑴　公営施設を利用する個人演説会の開催申出

ア　申出者

候補者に限ります（法163）。

イ　申出期限

開催しようとする日の2日前の午後5時まで（法163、法270）

ウ　申出先

選挙管理委員会（法163）

エ　申出方法

「個人演説会開催申出書」に必要事項を記入して申し出てください（法163、令112①）。

オ　同一施設について、同時に2以上の個人演説会の開催申出をすることはできませんし、また、同一施設について既に申し出た使用の日を経過しないうちに新たな申出をすることもできません（令112②）。

カ　個人演説会の施設を使用することができる時間は、1回について5時間を超えることはできません（令112③）。

キ　候補者1人につき、同一施設（同一施設内に複数会場あってもいずれか一会場のみ）ごとに1回を限りに無料で使用できますが、2回目からは所定の料金を納付しなければなりません（法164）。

ク　開催申出の撤回は、開催日の2日前までになされた場合には、当該施設の使用につき改めて1回限り無料の取扱いとなりますが、開催日の2日前までになされないときは、改めて同一施設につき無料の取扱いとはなりません。

⑵　公営施設以外の施設を利用する個人演説会

公営施設以外の施設を使用する場合は、その施設の管理者の承諾を得て開催すればよく、選挙管理委員会に開催の申出をする必要はありません。

⑶　個人演説会の制限

ア　開催できる者

候補者に限られます（法161、法161の2）。

候補者以外の第三者が主催して、候補者の選挙運動のために合同演説会（例えば新聞社、青年団等が主催して行う演説会等）を開催することは、禁止されています（法164の3）。

イ　開催回数

制限はありません。

ウ　会場外の文書図画

個人演説会の開催中は、ポスター、立札及び看板の類（縦 273 ㎝×横 73 ㎝以内）を通じて 2 個以内、ちょうちんの類（高さ 85 ㎝×直径 45 ㎝以内）は 1 個掲示することができます（法 143）。

なお、ちょうちんの類は、会場の内外を通じて 1 個に限られるので、会場外に掲示した場合は、会場内には掲示できません（法 143⑩）。

これらのものには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません（令 110、125 の 2）。

エ　会場内の文書図画

ポスター、立札及び看板の類に制限はありませんが、ちょうちんの類は**ウ**に記載のとおり会場の内外を通じて 1 個に限られます。

会場外と同様に、これらのものには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません（令 110、125 の 2）。

オ　頒布できるもの

会場内では、選挙運動用ビラ（2 種類以内に限る。）を頒布することができます。なお、これらのビラには選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければなりません（法 142、令 109 の 6）。

カ　その他

㋐　個人演説会では、録音盤やテープレコーダーを使用して演説をすることも差し支えありません（法 164 の 4）。

㋑　公営施設以外の次の建物又は施設においては、個人演説会は開催できませんので注意してください（法 166）。

ａ　公営住宅を除く、国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物

ｂ　汽車、電車、乗合自動車及び停車場その他鉄道地内

ｃ　病院、診療所その他の療養施設

㋒　個人演説会においては、選挙運動のための連呼行為をすることができます（法 140 の 2）。

４　街頭演説

街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（公園、空き地等）で、不特定多数の人に向かってする選挙運動のための演説をいいます。

⑴　歩行中や走行する車上からの演説は禁止されます（法 164 の 5、141 の 3)。
⑵　演説中は、必ず立候補届出の際に交付された街頭演説用標旗を掲げなければなりません（法 164 の 5)。
⑶　屋内から街頭へ向かって行う演説も街頭演説に含まれますから、標旗の掲示を必要とします。1 人の弁士が２人以上の候補者の応援演説しようとするときは、それぞれの標旗及び腕章を必要とします。

また、録音盤やテープレコーダーを使用して演説をすることも差し支えありません（法 164 の 4)。

街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者と選挙運動用自動車の運転手 1 人を除き 15 人に限られ、これらの者は立候補届出の際に交付された街頭演説用腕章又は乗車用腕章を着用しなければなりません（法 164 の 7)。
⑷　街頭演説は、午後８時から翌日の午前８時までの間はできません（法 164 の 6)。
⑸　街頭演説においては、選挙運動のための連呼行為をすることができます(法 140 の 2)。
⑹　街頭演説の場合でも、学校、病院、診療所等の周辺では静穏を保持するよう努めてください（法 164 の 6、140 の 2)。
⑺　次の建物又は施設においては、街頭演説できませんので注意してください（法 166)。

ア　公営住宅を除く、国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物
イ　汽車、電車、乗合自動車及び停車場その他鉄道地内
ウ　病院、診療所その他の療養施設

⑻　街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めてください（法 164 の 6)。
⑼　街頭演説の場所においては、選挙運動用自動車に取り付けられている文書図画以外のものは、掲示できません(法 143)。また、選挙管理委員会に届け出た、選挙運動用ビラ(2 種類以内に限る。)を頒布することができます。なお、これらのビラには選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければなりません(法 142、令 109 の 6)。

５　連呼行為

何人も選挙運動のためにする連呼行為（短時間に一定の文句を連続反復して呼びかけることをいう。）をすることはできませんが、個人演説会の会場又は街頭演説（演説を含む。）の場所で行う場合は許されています。また、午前８時から午後８時までの間に限り、選挙運動用自動車の上において行うことも許されています（法 140 の 2）。

なお、連呼行為は、次の場所においてはすることができませんので、注意してください（法 166）。

⑴　公営住宅を除く、国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物

⑵　汽車、電車、乗合自動車及び停車場その他鉄道地内

⑶　病院、診療所その他の療養施設

また、連呼行為をする者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するように努めなければなりません（法 140 の 2）。

６　文書図画の頒布

⑴　選挙運動のために頒布する文書図画は、候補者１人について 8,000 枚の選挙運動用通常葉書、16,000 枚の選挙運動用ビラ（選挙管理委員会が交付する証紙を貼ったもの）以外は、使用することができません（法 142）。

⑵　選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又はプラカード、看板等の類を多数の者に回覧することは、文書図画の頒布とみなされ、禁止されています（法 142）。

⑶　選挙運動用自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類をその自動車に取り付けたままで回覧することは許されています。

また、候補者が使用するたすき、胸章、腕章の類を着用したままで回覧することも差し支えありません（法 142）。

⑷　**選挙運動用通常葉書の使用方法**

選挙運動用通常葉書は、会社製葉書（日本郵便㈱が発行した通常葉書）、私製葉書のいずれでも差し支えありません。

ア　会社製葉書の場合

選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を１月 10 日から１月 16 日までの間に日本郵便㈱尾張旭郵便局に提示して交付を受けてください。無料で交付を受けられます。

イ　私製葉書の場合

日本郵便㈱尾張旭郵便局に私製葉書を提出し、かつ、選挙長が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」を提示して、１月 10 日から１月 16 日までの間に選挙用の表示を受けてください。この場合も無料です。

なお、私製葉書については、次の点に注意してください。

規　格　　縦 14cm～15.4cm×横 9cm～10.7cm
重　量　　２ｇ～６ｇ
地　色　　白色又は会社製葉書程度の淡色
紙質及び厚さ　　会社製葉書と同等以上
その他　　切手を貼付する場所には、切手を貼付したりも、「別納」等の表示はせず、無地のまま提出すること。

ウ　差出し方法

選挙運動用通常葉書は、選挙運動の期間中（１月 10 日から１月 16 日まで）に配達されるように、200 枚ごとに「選挙運動用通常葉書差出票」（立候補届出の際に交付される。）１枚を添えて日本郵便㈱尾張旭郵便局の窓口に差し出さなければなりません（公職選挙郵便規則 8）。

ポストに投函したり、運動員などにより直接選挙人に頒布することはできませんし、投票日当日に到着するように差し出すこともできません。

エ　書き損じ等

選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ、又はき損したもの（以下「書き損じ葉書」という。）については、その枚数に限り手持ちの通常葉書を使用できますが、

この場合でも日本郵便㈱尾張旭郵便局で選挙用の表示を受けることが必要です。書き損じ葉書は上記の表示を受ける際に、同時に提出し、選挙運動期間中、日本郵便㈱尾張旭郵便局において保管されることになっています（公職選挙郵便規則 6)。

なお、宛先等を誤って返戻された場合は、訂正して再差出しはできます（枚数には計上する。）が、代わりの表示を受けることはできません。

オ　記載内容

選挙運動用通常葉書の記載内容については、特に制限はありません。ただし、その内容が犯罪を構成する場合（名誉毀損罪「刑法 230」、買収及び利害誘導罪「法 221、222」、選挙自由妨害罪「法 225」、選挙犯罪のせん動罪「法 234」、虚偽事項公表罪「法 235」等）は、それぞれの法律の罰則対象となります。

同一世帯内の数人の有権者に対して、連名で出すこともできますが、例えば「○○会社御中」というように多数の選挙人に回覧、掲示等の特別の方法をとらないと周知できないような出し方は、回覧の禁止に触れることになります。

また、選挙運動用通常葉書の制限内において使用するものに限り、自筆であると否とを問わず、第三者に依頼して推薦状の形式で出すことも差し支えありません。2 人以上の候補者が連名で使用するときは、各候補についてそれぞれ 1 枚として計算されます。

⑸　選挙運動用ビラ

ア　種類、枚数

2 種類以内で、選挙管理委員会に届け出たものに限ります。枚数は 16,000 枚です。（法 142）

イ　大きさ

長さ 29.7 ㎝×幅 21.0 ㎝（Ａ４判）を超えることはできません（法 142)。

ウ　届出及び証紙の貼付

ビラは、選挙管理委員会に届出（見本 1 枚添付）をするとともに、選挙管理委員会が交付する証紙をはらなければなりません。この証紙は、「選挙運動用ビラ証紙交付票」にビラの見本 1 枚（2 種類ある場合は、それぞれについて 1 枚）を添えて、選挙管理委員会に交付を求めてください。

エ　頒布の方法

次に掲げる方法、場所以外は頒布することができませんし、投票日当日頒布することもできません（法 142、令 109 の 6)。

㈠　新聞折込みによる頒布

㈡　選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所

オ　記載内容

選挙運動用通常葉書と同様、犯罪行為とならない限り、特に制限はありません。

なお、ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人であるときは法人名とその所在地）を記載しなければなりません。

カ　ビラの作成の公営

選挙運動用ビラの作成経費は、供託物が没収とならない場合に限り、そのうちの

一定額が公費負担となります。詳細は「選挙公営の手引」によってください。
なお、公費負担となった額についても、選挙運動費用には計上してください。

7　文書図画の掲示

選挙運動のために掲示する文書図画は、次に掲げるもののほかは使用することができません（法 143、164 の 2）。

選挙運動のため、アドバルーン、ネオンサイン、電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為は禁止されています（法 143）。

⑴　選挙事務所表示用ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア　数量等

ポスター、立札及び看板の類は、通じて 3 個以内、他にちょうちんの類 1 個に限られます。ポスター、立札及び看板の類の規格は　縦 350 ㎝×横 100 ㎝以内、ちょうちんの類の規格は　高さ 85 ㎝×直径 45 ㎝以内です。（法 143）

イ　内容

選挙事務所を表示する内容を記載します。付随的に政見等の記載も差し支えないことになっていますが、政見等を主とするもの或いは単に政見等のみを記載したものは認められません。

ウ　掲示場所

選挙事務所の場所で使用する以外は掲示できません。したがって、選挙事務所以外の建物等に事務所への案内標や横断幕等を掲示することはできません。

エ　その他

選挙事務所を廃止したときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は直ちに撤去しなければいけません（法 143 の 2）。

⑵　自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア　数量等

ちょうちんの類（高さ 85 ㎝×直径 45 ㎝以内）は 1 個に限られますが、ポスター、立札及び看板の類（縦 273 ㎝×横 73 ㎝以内）は数の制限がありません。（法 143）

イ　内容

特に制限はありません。

ウ　掲示場所

選挙管理委員会から交付を受けた自動車用表示をつけた選挙運動用自動車に限ります。

エ　その他

これらのポスター、看板等を選挙運動用の表示を付けた選挙運動用自動車に取り付けたまま回覧させることは差し支えありません（法 142）。

また、その自動車を選挙運動に使用することをやめたときは、直ちに撤去しなければなりません（法 143 の 2）。

⑶　候補者の使用するたすき、胸章及び腕章の類

候補者の使用するたすき、胸章、腕章の類には、数量等の制限はありません。

また、表示の内容にも特別な制限はなく、候補者が着用したまま回覧することも差

し支えありませんが、使用者は候補者に限られます。

⑷　個人演説会の会場において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ア　会場外

㋐　掲示できるもの、数量等

ポスター、立札及び看板の類（縦 273 ㎝×横 73 ㎝以内）は会場ごとに通じて２個。ちょうちんの類（高さ 85 ㎝×直径 45 ㎝以内）は１個。ただし、ちょうちんの類は会場内に掲示した場合は、会場外には掲示できません。

㋑　内容

特に制限はありませんが、表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません（令 110、125 の 2)。

イ　会場内

㋐　掲示できるもの、数量等

ちょうちんの類（高さ 85 ㎝×直径 45 ㎝以内）は１個。ただし、会場外に掲示した場合は、会場内には掲示できません。ポスター、立札及び看板の類には、制限はありません。

㋑　内容

特に制限はありませんが、表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません（令 110、125 の 2)。

㋒　その他

個人演説会が終了したときは、掲示したポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、直ちに撤去しなければなりません（法 143 の 2)。

⑸　選挙運動用ポスター

ア　規格

長さ 42 ㎝×幅 40 ㎝以内（法 143 の 13）

イ　数量

ポスター掲示場ごとに１枚（法 143 の 3）

ウ　内容

表面に候補者の氏名、掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所（法人であるときは、法人名とその所在地）を記載すること。また、他人若しくは他の政党等の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、品位を損なう内容を記載してはなりません（法 144 の 4 の 2)。

エ　掲示場所

ポスター掲示場で、立候補受付番号と同一番号の表示してある区画内

オ　ポスターの作成の公営

選挙運動用ポスターの作成経費は、供託物が没収とならない場合に限り、そのうちの一定額が公費負担となります。詳細は「選挙公営の手引」によってください。

なお、公費負担となった額についても、選挙運動費用には計上してください。

８　新聞広告

候補者が、新聞を利用して行える選挙運動は、新聞広告のみであって、それ以外は一切禁止されています。

⑴　候補者は、選挙運動の期間中その選択する新聞に２回に限り有料で一定の規格内（横9.6㎝×縦２段組以内で、記事下に限られ、色刷は認められません。）の広告を掲載することができます（法149、規則19）。

⑵　申込方法は、立候補届出の際に交付される「新聞広告掲載証明書」に掲載原稿を添えて、掲載しようとする新聞社等に提出して行いますが、投票日当日に発行される新聞に広告することはできませんので、注意してください。

⑶　新聞販売を業とする者は、広告の掲載された新聞を、通常の方法で頒布すること、或いはその新聞を発行する会社の本社、支社、支局（個人が発行する新聞については、主たる事務所及びその他の事務所）及び販売店の店頭等で掲示することが常例となっている場所に限り掲示することはできますが、候補者、運動員等が大量に買い入れて頒布したり、掲示することはできません。

９　選挙公報

⑴　申請期限

告示日（1 月 10 日）の午後 5 時まで

⑵　申請先

選挙管理委員会

⑶　申請方法

「選挙公報掲載申請書」に候補者の写真〔投票日前 3 月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の白黒写真（縦 3 ㎝×横 2.5 ㎝のもの）及び所定の原稿用紙に記載した掲載文を添えてください。写真の裏面には、候補者の氏名及び住所を記載してください。

また、電子データにより提出することもできますが、その際は別添「選挙公報の掲載原稿を電子データにより提出する場合の注意事項」をご覧いただき、「選挙公報掲載申請書」と共に提出してください。

⑷　文字等

字数には特に制限はありません。

掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、掲載文を掲載することができる面積のおおむね 2 分の 1 以下に限られています。また、掲載文には、申請時に提出する写真以外の写真は掲載できません。

⑸　掲載文記載上の注意

立候補届出の際等に配布する注意事項に十分留意の上記載してください。

選挙公報は写真製版により印刷しますので、提出された原稿がそのままの体裁で掲載されることになります。

⑹　掲載順序

選挙管理委員会がくじで定めます。掲載申請した候補者又はその代理人はこのくじに立ち会うことができます（市条例 4）。

ア　くじを行う場所　　尾張旭市役所　302 会議室

イ　くじを行う日時　　1 月 10 日　午後 5 時 30 分

10　声の選挙公報

目の不自由な方の選挙権行使に便宜を図るため、選挙公報を読み上げた音声をデイジー版（ＣＤ）等に録音し、希望する選挙人に提供するものです。

これは、特に法律に規定されているものではなく、視覚障がい者に対する啓発資料の提供として行うものであり、候補者の皆さまにご協力をお願いするものです。

⑴　形態

選挙公報を読み上げた音声をデイジー版（ＣＤ）等に録音したものを、希望する目の不自由な選挙人に提供するものです。

⑵　読み上げる部分

選挙公報の文字の部分を読み上げるものとし、写真、記号、符号、図表、イラストレーションは除きます。

⑶　読み上げる順序の指定

選挙公報掲載文原稿用紙の写しに、読み上げる文章又は字句を赤枠で指示し、これらを読み上げる順に、①、②、③…と番号を赤で記載してください。なお、音声の録音は選挙管理委員会が行います。

⑷　提出先

選挙管理委員会

⑸　提出期限

告示日（1 月 10 日）の午後 5 時まで

⑹　録音順序

公報の候補者掲載順序によります。

⑺　配布

希望する目の不自由な選挙人に、投票日の前日までに選挙管理委員会が配布します。

11　ポスター掲示場への掲示

各投票区ごとにポスター掲示場を設置します。設置場所については、事前審査の際、一覧表及び図面をお渡しします。

このポスター掲示場には、法定の選挙運動用ポスター1 枚を掲示することができます。（法 144 の 2）

⑴　掲示できる者

候補者

⑵　掲示できる期間

1 月 10 日から 1 月 16 日まで

ただし、選挙当日に新たに掲示することはできませんが、前日までに掲示したポスターは選挙当日においても掲示しておくことができます。

⑶　掲示できる区画

立候補の届出番号と同一の番号が表示されている区画に 1 枚を掲示してください。

区画を間違えて掲示したり、2 枚以上の選挙運動用ポスターを掲示した場合は撤去していただきます。

12　インターネットによる選挙運動

選挙運動ではインターネット等を利用することができます。ただし、選挙運動用通常葉書等と同様、その内容が犯罪を構成する場合は、それぞれの法律の罰則対象となります。

⑴　ウェブサイト等を利用する方法

ア　ウェブサイト等を利用する方法

ウェブサイト等を利用する方法とは、インターネット等を利用する方法のうち⑵の電子メールを利用する方法を除いたものが該当します（法 142 の３①）。

具体的には、ウェブサイト（いわゆるホームページ）、ブログ・掲示板、Ｘ（旧ツイッター）・フェイスブック・インスタグラム・ＬＩＮＥなどのＳＮＳ、動画共有サービス、動画中継サイトなどが含まれます。

イ　選挙運動ができる者

ウェブサイト等を利用する方法により誰でも選挙運動ができます（法 142 の３①）が、選挙運動そのものを行うことができない満 18 歳未満の者や選挙犯罪により公民権停止中の者は除外されます。

ウ　表示義務

ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動のために使用する文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（例えば、返信用フォームのＵＲＬなど）を、当該ウェブサイト等に表示しなければなりません。

エ　選挙期日における更新等

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのまま表示しておくことができますが、選挙期日当日は更新できません（法 142 の３②、法 129）。

⑵　電子メールを利用する方法

ア　電子メール等を利用する方法

電子メールを利用する方法とは特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第 2 条第 1 号に規定する電子メールを利用する方法が該当します（法 142 の３①）。

具体的には、ＳＭＴＰ方式及び電話番号方式と呼ばれる通信方法が用いられるものを指し、フェイスブックやＬＩＮＥなど、ユーザー間でやりとりするメッセージ機能は含まれません。ただし、一般の電子メールを用いてフェイスブックアドレスにメッセージを送信する場合は、ＳＭＴＰ方式が使用されることとなるため、注意してください。

イ　選挙運動ができる者

候補者及び確認団体（法 142 の４①）

ウェブサイト等を利用する方法と異なり、一般の有権者等は行うことができません。

ウ　送信先の制限

選挙運動用電子メールは、次の電子メールアドレス宛でなければ送信することができません（法 142 の４②）。

また、電子メールアドレスを明らかにして選挙運動用電子メールの送信をしないように求める通知を受けたときは、当該電子メールアドレスに選挙運動用電子メールを送信することはできません（法 142 の４⑤）。

	送信対象者	送信対象電子メールアドレス
①	あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者※1	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
②	政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用メールマガジン等）を継続的に受信している者※2であって、あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

※1　電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限る。

※2　電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。

エ　記録保存義務

選挙運動用電子メール送信者には、次の記録を保存しておかなければなりません。（法 142 の４⑤）

㋐　選挙運動用電子メールの送信の要求あるいは同意をした者に対し送信する場合

a　受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと

b　選挙運動用電子メールの送信の要求あるいは同意があったこと

㋑　政治活動用電子メールの継続的な受信者に対し送信する場合

a　受信者が電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知したこと

b　政治活動用電子メールの送信を継続的に行っていること

c　選挙運動用電子メールを送信する旨の通知をしたこと

オ　表示義務

選挙運動用電子メールで送信される文書図画には、次の事項を表示しなければなりません（法 142 の４⑦）。

㋐　選挙運動用電子メールである旨

㋑　選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

㋒　選挙運動用電子メールの送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨

㋓　送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

カ　その他

選挙運動用電子メールを受け取ったものが、当該電子メールを転送により頒布す

ることは、新たな文書図画の頒布としての制限を受けるため、できません。

ただし、電子メールによる選挙運動を行うことができる者が認められている態様によって行うことは可能です。

⑶ 有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告は禁止されます。

ただし、確認団体は、選挙運動期間中、その政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます(法 142 の 6④)。

⑷ その他

ア　選挙に関しインターネット等を利用する者は、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないよう、インターネット等の適正な利用に努めなければなりません(法 142 の 7)。

イ　選挙運動用のホームページや候補者等の選挙運動用電子メールなどの選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布することは文書図画の頒布として規制されるため、できません。

ウ　選挙運動用（又は落選運動用）の文書図画（ウェブサイト等）によって自己の名誉を侵害されたとする候補者等からの申し出により、プロバイダ等が当該文書図画を削除する場合について、プロバイダ責任制限法の特定の特例（情報発信者の回答期限の短縮）が設けられています。

この場合、当該候補者等は、文書図画（ウェブサイト等）を管理しているプロバイダ等に対して、次の事項を示してその情報を削除するように申し出る必要があります。

㈠　自己の名誉を侵害したとする情報

㈡　名誉が侵害された旨

㈢　名誉が侵害されたとする理由

㈣　㈠の情報が選挙運動用(又は落選運動用)文書図画に記載されていること

詳しくは、下記のウェブサイト等をご確認ください。

総務省：インターネット選挙運動の解禁に関する情報等
(インターネット選挙運動解禁に関する説明資料、ガイドライン等)
URL　https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

13　その他選挙運動に関する事項

⑴　選挙運動の定義

選挙運動の定義については、「特定の選挙につき、特定の候補者の当選を目的として、投票を得若しくは得させるために直接又は間接に選挙人に働きかける一切の行為をいう。」とされています。

これを具体的に述べますと、

ア　選挙が特定していること

選挙期日が告示された場合はもちろん、選挙期日が確定していなくても、社会通念上それがどの選挙を目的としているかが認められれば、選挙が特定しているということができます。

イ　特定の人の当選を目的としていること

特定の人がその選挙に当選するため、あるいは特定の人をその選挙において当選させるため又は特定の人の当選を得るために他の人の当選を得させまいとする等を目的としていることです。

ウ　選挙人に対して働きかける行為があること

選挙人に対して、直接又は間接に働きかける行為があるということです。

⑵　選挙運動のできる期間

選挙運動は、選挙の期日（投票日）の告示があり立候補の届出をしたときから、投票日の前日までの間でなければすることができません。立候補の届出前に選挙運動をすることは、事前運動として禁止されています（法 129）。

なお、投票日当日の選挙運動については、次の例外があります。

ア　投票所を設けた場所の入口から 300m以外の区域に限り、選挙の当日においても選挙事務所を設置することができます（法 132）。

イ　選挙事務所を表示するためのポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することもできます（法 143）。

ウ　ポスター掲示場に掲示されたポスターは、選挙の当日においても掲示しておくことができます（法 143）。

エ　ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのまま表示しておくことができますが、選挙期日当日は更新できません（法 142 の 3②、法 129）

⑶　選挙運動の時間等による制限

ア　午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間は、街頭演説を行うことができません（法 164 の 6）。

イ　午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間は、車上であっても連呼行為はできません（法 140 の 2）。

ウ　街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません（法 164 の 6）。

⑷　選挙運動のできる者の制限

選挙運動の公正を確保し、又は選挙人の投票心理に不当な影響を及ぼすおそれがないようにすることなどのため、次の人たちの選挙運動は制限されています。

ア　選挙事務関係者

投票（開票）管理者、選挙長は、在職中はその関係区域内で選挙運動をすることができません（法 135）。

イ　特定公務員

⑺　次の公務員は、在職中に選挙運動をすることができません（法 136）。

ａ　中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

ｂ　裁判官

ｃ　検察官

ｄ　会計検査官

ｅ　公安委員会の委員

ｆ　警察官

ｇ　収税官吏及び徴税の吏員

⑴　このほかの公務員についても、国家公務員法、地方公務員法など、それぞれの関係法律によって選挙運動が制限されています。

ａ　国家公務員　一般職に属する国家公務員（教育公務員を含む。）は、国家公務員法の適用によって選挙運動が制限されています（国家公務員法 102）。

ｂ　地方公務員　一般職に属する地方公務員（地方公営企業に従事する職員のうち、管理、監督の地位にある者等以外の者を除く。）は、地方公務員法の適用によってその職員の属する地方公共団体の区域では選挙運動が制限されています（地方公務員法 36）。

ｃ　地方教育公務員　教育公務員特例法の適用によって選挙運動が制限されています（教育公務員特例法 18）。

ウ　公務員等の地位利用

⑺　次に掲げる公務員や公庫の役職員の地位にある者が、その地位に伴う影響力を利用（例えば、職務上の組織や身分の上下関係を利用したり、許可、認可の職務権限を利用する等）して選挙運動を行うことは禁止されています（法 136 の 2）。

ａ　国家公務員及び地方公務員（一般職、特別職、常勤、非常勤を問わない。）又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員

ｂ　沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員

⑴　前記の公務員等である者が、候補者、候補者となろうとする者（公職にある者も含む。ここでは「候補者等」という。）を推薦したり、支持したり若しくはこれに反対する目的でする次のような行為、又は、候補者等である前記公務員等が候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもってする次のような行為は、

公務員等の地位利用による選挙運動とみなされて禁止されています。

ａ　その地位を利用して、候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

ｂ　その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

ｃ　その地位を利用して、後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、その後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

ｄ　その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

ｅ　候補者等を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申し出、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行にあたり、その申し出、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

エ　教育者の地位利用

教育者のうち、国立、公立学校勤務の公務員は、前述のとおり選挙運動が禁止されていますが、私立学校の教員については、選挙運動を行うこと自体は禁止されていません。しかし、教育者の選挙運動はその影響するところが大きく、不当な影響を及ぼすこともあるので、教育者（学校教育法に規定する学校の長及び教員）として、学校の児童、生徒、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることは、私立学校教員も禁止されています。

教育上の地位利用とは、教育者が学校で占める地位を利用して直接父兄等に働きかける場合はもちろん、生徒等を介して働きかける場合も含みます（法 137)。

オ　不在者投票管理者の地位利用

公職選挙法施行令第 55 条に規定する病院長等の不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません（法 135)。

「その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用することを指します。

カ　年齢満１８歳未満の者

年齢満 18 歳未満の者は、選挙運動をすることはできません。また、年齢満 18 年未満の者を使用して選挙運動をすることもできません。ただし、選挙運動のための労務に使用することは差し支えありません（法 137 の 2)。

キ　選挙権、被選挙権を有しない者

選挙犯罪又は政治資金規正法違反の罪を犯したために、選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができません（法 137 の 3)。

⑸　選挙運動員の数の制限

ア　街頭演説の場合

街頭演説の場所において選挙運動に従事することができる者の数は、候補者１人について 15 人を超えることはできません。

この 15 人の範囲には、選挙運動用自動車の運転手の助手及び労務者も含まれますが、候補者及び自動車の運転手１人は含まれません。

街頭演説の場所において選挙運動に従事する者は、街頭演説用腕章又は乗車用腕章を着用しなければなりません（法 164 の 7)。

イ　自動車等の乗車制限

選挙運動用自動車に乗車できる者は、候補者と運転手１人を除き、自動車１台につき４人を超えることができません。

選挙運動用自動車に乗車する者は、候補者と運転手１人を除き、乗車用腕章を着用しなければなりません（法 141 の 2)。

⑹　選挙運動の制限

ア　ポスターの掲示場所

選挙運動用ポスターは、選挙管理委員会が設置したポスター掲示場以外には一切掲示できません（法 143)。

イ　演説（街頭演説を含む。)、連呼行為等の禁止される場所

㋐　公営施設を使用して行う個人演説会を除き、国又は地方公共団体の所有し又は管理する建物（公営住宅を除く。）（法 166)

㋑　汽車、電車、乗合自動車、船舶（法 141 の規定により表示を掲げて選挙運動に使用する者を除く。）及び停車場その他鉄道地内(法 166)

㋒　病院、診療所その他の療養施設(法 166)

⑺　その他の選挙運動の制限

ア　戸別訪問

何人も選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、連続して２以上の選挙人の居住又はこれに準ずる場所を訪問する行為は禁止されています。単に１戸を訪問した場合であっても、連続して戸別に訪問する意思でなしたものであれば戸別訪問となります。訪問先は、住所、居所に限らず、事務所、勤務先をも含み、相手方が在宅又は応接したか否かは問いません。いずれの場合も戸別訪問となります。

その他、戸別に演説会等の開催の告知、候補者の氏名を言い歩く行為は、戸別訪問とみなされ、禁止されます（法 138)。

イ　署名運動

何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって、選挙人に対し署名運動をすることはできません（法 138 の 2)。

ウ　飲食物の提供

何人も、いかなる名目であるかを問わず、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除き、選挙運動に関して飲食物を提供することは禁止されています。ただし、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して、選挙運動の期間中に 315 食〔1 日 15 人分（45 食）に選挙運動期間 7 日を乗じて得た数〕

の範囲内で、かつ1食につき1,500円、各人1日につき4,500円の範囲内で選挙事務所において食事するために提供する弁当（これらの労務者、運動員が携行するために提供された弁当を含む。）は差し支えありません（法139）。

エ　選挙運動放送

街頭放送などの広告放送設備、共同聴取用放送設備、その他有線電気通信設備等、放送することを目的としてつくられた一切の設備を利用して、選挙運動のために放送を行うことも行わせることもできません（法151の5）。

オ　気勢を張る行為

自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって、選挙運動のために気勢を張る行為をすることはできません（法140）。

カ　他の演説会

選挙運動のためにする演説会は、公職選挙法の規定により行う個人演説会のほかは、名義のいかんを問わず開催することができません（法164の3）。

キ　人気投票の公表

選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません（法138の3）。

ク　文書図画の頒布又は掲示について禁止を逃れる行為

⑺　候補者の選挙運動として認められる文書図画の頒布又は掲示は、前述のとおりですが、選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、これらの禁止を免れる行為として、候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができません（法146）。

⑴　選挙運動の期間中に、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、暑中見舞状その他これに類するあいさつ状を候補者の選挙区内に頒布又は掲示する行為も、前記⑺と同様に禁止を免れる行為とみなされ、禁止されています（法146）。

ケ　選挙犯罪に該当する行為

公職選挙法第16章（罰則）に規定されている選挙犯罪、すなわち「買収」、「利害誘導」、「自由妨害」、「虚偽事項公表」、「詐偽投票」等選挙の自由公正を害する行為は、当然禁止されています。

第５　各種証明書等の返還

候補者を辞したとき、選挙が終了したときなど必要がなくなったときは、選挙運動用各種証明書類等を選挙管理委員会に返還しなければなりません（市規程 34)。

証明書を返還する場合は、立候補に際して交付を受けた証明書等返還目録に添えて行ってください。

証　明　書　等　返　還　目　録

令和　　年　　月　　日

尾張旭市選挙管理委員会
委員長　赤　尾　勝　男　殿

尾張旭市長選挙
候補者　住　所
氏　名　　印

下記のとおり返還します。

名　　称	受領数	返還数	不足数量	不足理由	備　　考
選挙運動用自動車表示	1				
選挙運動用拡声機表示	1				
街頭演説用標旗	1				
街頭演説用腕章	11				
乗車用腕章	4				
候補者用通常葉書使用証明書	1				
選挙運動用通常葉書差出票	40				
新聞広告掲載証明書	2				
選挙運動用ビラ証紙交付票	1				
選挙運動用ビラ証紙					

備考１　候補者用通常葉書使用証明書、選挙運動用通常葉書差出票、新聞広告掲載証明書、選挙運動用ビラ証紙については、使用済みの場合は、返還数の欄に「使用済み」と記載してください。

２　紛失したため返還できない場合は、備考欄に理由を記載してください。

第６　選挙運動費用

１　選挙運動費用の制限と範囲

⑴　選挙運動費用の範囲（法 179、197）

選挙運動に関する収入、寄附、支出の意義は、社会一般に使用される場合より広いものであることに注意してください。

収　入　　金銭、物品その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾又は約束をいう。

寄　附　　金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

支　出　　金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう（選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの公費負担となったものを含む。）。ただし、次の支出は選挙運動に関する支出ではないとみなされています。

- ○　立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- ○　立候補の届出があった後の支出で、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- ○　候補者が乗車する自動車等のために要した支出
- ○　選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- ○　選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- ○　確認団体が行う選挙運動のために要した支出
- ○　選挙運動に使用する自動車を使用するために要した支出
- ○　供託金

⑵　選挙運動費用の制限（法 194）

選挙運動費用として支出することができる額は、選挙管理委員会が告示した額の範囲です。もし、出納責任者がその額を超過して支出をし、又はさせたときは、出納責任者は処罰され、連座制により候補者の当選も無効となります。

また、当該候補者は、5 年間、当該選挙区から当該選挙に立候補することができなくなります（法 247、251 の 2）。

選挙運動費用の制限額

＝　選挙の期日の告示の日において登録されている選挙人名簿登録者数×81 円＋310 万円

（百円未満の端数があるときは、その端数は百円とする。）

【参考】令和８年９月１日現在　8,671,900 円

⑶　寄附に関する禁止事項

次に掲げる寄附は、原則として禁止されています。

ア　候補者等がする寄附（法 199 の 2）

選挙に関すると否とを問わず、いかなる名義をもってするを問わず、また、時期のいかんを問わず、選挙区内にある者に対してする寄附は禁止されています。

イ　候補者等の関係する会社等の寄附（法 199 の 3）

候補者等が役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が、選挙区内の者

に対して候補者等の氏名を表示し又は候補者等の氏名が類推されるような方法（選挙に関すると否とを問わず、いかなる名義をもってするかを問わず、また時期のいかんを問わない。）でする寄附は禁止されています。

ウ　候補者等の氏名等を冠した団体の寄附（法 199 の 4）

候補者等の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体が、当該選挙に関し、当該選挙区内の者に対してする寄附（いかなる名義であるかを問わない。）は禁止されています。

エ　後援団体等の寄附（法 199 の 5）

次に掲げる寄附は、令和 8 年 11 月 4 日（水）から令和 9 年 1 月 17 日（日）までの間禁止されます。

㈠　候補者等の後援団体が当該選挙区内の者に対してする寄附（いかなる名義であるかを問わず、また時期のいかんを問わない。）

㈡　後援団体の総会その他の集会、見学、旅行等において選挙区内の者に対してする饗応接待又は金銭、記念品等の供与（何人がするかを問わない。）

㈢　候補者等が、その候補者等の後援団体に対してする寄附（その候補者等の資金管理団体に対する寄附を除く。）

なお、上記の期間以外であっても、選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関してするのではない寄附及び花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附は、禁止されます。

オ　特定の利害関係を有する者の寄附

㈠　市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者がその選挙に関してする寄附は禁止されています（法 199）。

㈡　会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている場合において、当該融資を行っている銀行等が、当該融資につき市から利子補給金の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けたとき、銀行等が交付の決定の通知を受けた日から、交付の日から起算して１年を経過した日までの間に、当該融資を受けた法人等がその選挙に関してする寄附は禁止されています（法 199）。

㈢　市から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けた会社その他の法人が、交付の決定の通知を受けた日から、同日後 1 年を経過する日までの間にする政治活動に関する寄附は禁止されています（規正法 22 の 3）。

㈣　市から資本金、基本金等の出資又は拠出を受けている会社その他の法人がする政治活動に関する寄附は禁止されています（規正法 22 の 3）。

㈤　前記の者に対して寄附を勧誘し、又は要求することは禁止されています（法 200、規正法 22 の 3）。

カ　会社等の寄附（規正法 21）

企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）が、政党及び政治資金団体以外の

者に対して政治活動（選挙運動を含む。）に関して寄附することは禁止されています。したがって、**団体がいわゆる陣中見舞いとして候補者に寄附することはできません。**

キ　候補者等の政治活動に関する寄附（規正法 21 の 2）

政党以外のものが、候補者等の政治活動に関し、政治団体以外の者に対して、金銭等によりする寄附は禁止されています。ただし、いわゆる陣中見舞いなど選挙運動に関してする寄附については、金銭等によりすることは可能です。

ク　特定の者が行う寄附

㈠　3 事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社が、当該欠損が埋められるまでの間、政治活動（選挙運動を含む。）に関して行う寄附は禁止されています（規正法 22 の 4)。

㈡　外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動（選挙運動を含む。）に関して寄附を受けることは禁止されています。

ただし、主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち、上場会社であってその発行する株式が証券取引所において 5 年以上継続して上場されている者からの寄附を受けることは可能です（規正法 22 の 5)。

ケ　匿名の寄附（規正法 22 の 6）

政治活動（選挙運動を含む。）に関し、他人の名義又は匿名でする寄附（街頭や一般に公開される演説会等の会場で、政党又は政治資金団体に対してする 1,000 円以下の寄附は除く。）は禁止されています。何人がするを問わず、また、これを受けることもできません。違反した場合は、寄附された金品の所有権は国庫に帰属します。

コ　一定額を超える寄附

政治活動（選挙運動を含む。）に関しては、年間を通じて次に掲げる額を超えることはできません。

㈠　**総量制限（年間の総寄附限度額）（規正法 21 の 3）**

<table>
<tr><th>寄附者＼寄附の相手</th><th>政党、
政治資金団体</th><th>資金管理
団体</th><th>その他の
政治団体</th><th>候補者等</th><th>適用除外</th></tr>
<tr><td>政治団体</td><td>制限なし</td><td colspan="3">制限なし</td><td rowspan="3">○特定寄附
○遺贈による寄附</td></tr>
<tr><td>個　　人</td><td>2,000 万円</td><td colspan="3">1,000 万円</td></tr>
<tr><td>会社、労働組合、職員団体その他の団体</td><td>団体の規模に応じた額（最高限度額 1 億円）</td><td colspan="3">禁止</td></tr>
</table>

㈠ 寄附の個別制限（同一の者に対する年間の寄附限度額）（規正法 22）

寄附者＼寄附の相手	政党、政治資金団体	資金管理団体	その他の政治団体	候補者等	適用除外
政党、政治資金団体	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	○資金管理団体の届出をした候補者等の同団体への寄附 ○遺贈による寄附
資金管理団体 その他の政治団体	制限なし	5,000 万円	5,000 万円	※ 制限なし	
個　　人	制限なし	150 万円	150 万円	150 万円	
会社、労働組合、職員団体その他の団体	制限なし	禁　　止			

※　選挙運動に関してする寄附を除き、金銭等により寄附を行うことはできません。

⑷ 実費弁償及び報酬の額（法 197 の 2、令 129）

選挙運動に従事する者に対して支給することができる実費弁償及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる実費弁償及び報酬の額は次のとおりです。

この場合、実費弁償について、選挙運動に従事する者に対しては弁当料、茶菓料の実費を支給することができるのに対し、労務者に対しては支給することができません。また、選挙運動に従事する者に対しては食事料を含んだ宿泊料を支給することができるのに対し、労務者に対しては食事料を除いた宿泊料しか支給することができませんので、この点について特に注意してください。

なお、飲食物の提供の禁止の例外として認められる選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して選挙事務所において食事するためにする弁当の提供は、この弁当料の範囲内で、通じて 1 日 15 人分〔45 食〕に告示の日から投票日の前日までの日数（7 日）を乗じて得た数（315 食）を超えない範囲内でなければなりません。ただし、弁当を提供した場合は、選挙運動に従事する者にあっては弁当料から、また、労務者にあっては報酬額から、それぞれ弁当の実費相当額を差し引かなければなりません（法 139、197 の 2、令 129）。

ア　選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の種類及びその額

区　　分	実　費　弁　償　の　額
鉄　道　賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
車　　賃	陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
宿　泊　料	1 夜につき　２３，０００円(食事料 2 食分を含む。)
弁　当　料	1 食につき　　１，５００円 1 日につき　　４，５００円
茶　菓　子	1 日につき　　１，０００円

イ　選挙運動のために使用する労務者１人に対し支給することができる実費弁償の額

区　　分	実　費　弁　償　の　額
鉄道賃及び車賃	前記アの鉄道賃及び車賃に掲げる額
宿　泊　料	１夜につき　２０，０００円(食事料を含まない。)

ウ　選挙運動のために使用する労務者１人に対して支給することができる報酬の額

区　　分	報　酬　の　額
基 本 日 額	１０，０００円以内
超過勤務手当	1日につき上記基本日額の5割以内

エ　選挙運動に従事する者のうち報酬を支給することができる者

選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動のために使用される自動車の上における選挙運動のために使用する者（車上等運動員)、専ら手話通訳のために使用する者（手話通訳者）及び専ら要約筆記のために使用する者（要約筆記者）に限っては、次の範囲内で報酬を支給することができます（法 197 の 2、令 129)。

㈠　支給することができる者の数

1 日 12 人以内。ただし、使用できる期間を通じて、実人員で 60 人を超える者を届け出ることはできません。

㈡　使用できる期間

立候補の届出の日（1 月 10 日）から投票日の前日（1 月 16 日）まで

㈢　支払うことのできる報酬の額

事務員 1 人について 1 日 15,000 円以内

車上等運動員、手話通訳者及び要約筆記者 1 人について 1 日 20,000 円以内

ただし、使用する前に届出をした者でなければ支払うことはできません。

㈣　届出の方法

使用前に文書で選挙管理委員会に届け出ます。

２　出納責任者の職務

⑴　出納責任者の選任・解任・辞任等及びその届出（法 180～184、190）

出納責任者は、選挙運動に関する収入及び支出の責任者であり、その権限と責任において選挙運動費用の収支がなされるので、出納責任者の選任をしなければ選挙運動費用の収支はできません。候補者は出納責任者 1 人を選任し、文書で出納責任者が支出しうる金額の最高額を定め、出納責任者とともに署名押印しなければなりません。

出納責任者を選任し又は異動したときは、直ちに選挙管理委員会に文書で届け出なければなりません。出納責任者の辞任又は解任による異動の届出書には辞任通知書又は解任通知書の写し等を添える必要があります。

郵送による届出の効力は、日本郵便株式会社に引受時刻証明の取扱いで託したときから生ずることになっています。

なお、出納責任者に事故があるとき又は出納責任者が欠けたときは、選任者（候補者又は推薦届出者）が代わって職務を行い、推薦届出者たる選任者に事故があるとき又は欠けたときは、候補者が代わって職務を行うことになります。ただし、その場合には、異動の事由及び年月日を記して前記と同じように文書で届け出なければなりません。

出納責任者が辞任し、又は解任された場合には、前任の出納責任者は直ちに、寄附及び収支の計算をし、引継書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記して後任者とともに署名押印し、現金及び帳簿その他の書類を引継書と共に引き継がなければなりません。

⑵ 出納責任者の職務権限

ア 会計帳簿の備付及び記載（法 185）

出納責任者は、会計帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

㋐ 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入

㋑ 寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額）及び年月日

㋒ 選挙運動に関するすべての支出

㋓ 支出を受けた者の氏名、住所、職業、支出の目的、金額及び年月日

※ この寄附及び支出には、候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附及び支出を含む。

なお、この帳簿は選挙運動費用収支報告書提出の日から 3 年間保存しなければなりません（法 191）。

イ 選挙運動用の支出制限（法 187）

立候補準備のために要する支出及び電話、インターネットによる選挙運動の支出を除き、選挙運動に関する一切の支出は、出納責任者でなければすることができません。ただし、出納責任者から文書により承諾を得た者は、この限りではありません。

なお、立候補準備のために要した支出は、選挙運動の費用とされ制限額の適用を受けますから、出納責任者は就任後直ちに精算を行い、会計帳簿に記載しなければなりません。

ウ 明細書の提出及び領収書等の送付

出納責任者以外の者で候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日から 7 日以内に（出納責任者の請求のあるときは直ちに）寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。候補者が立候補前に受けた寄附については、立候補の届出後、直ちに出納責任者に明細書を提出しなければなりません（法 186）。

出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じて支出した者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を証すべき書面を徴さなければなりません。また、候補者又は出納責任者と意思を通じて支出をした者は、この書面を直ちに出納責任者に送付しなければなりません（法 188）。

⑶　選挙運動に関する収入、支出の報告（法 189）

ア　収支報告書

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した収支報告書を次の期限及び区分により選挙管理委員会に提出しなければなりません。

区　　分	期　　限
選挙の期日の告示の日前の分	左によりなされた収支については、これを併せて精算し、選挙の期日から 15 日以内（2 月 1 日まで）に報告のこと
選挙の期日の告示の日から選挙の期日までの分	
選挙の期日経過後の分	
上記報告後の分	収支のあった日から 7 日以内に

イ　添付書類

収支報告書には、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付しなければなりません。

ただし、この書面を徴しがたい事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面を添付しなければなりません。

ウ　その他

選挙運動費用収支報告書の記載については、別添の記載例を参考にしてください。

第７　立候補等手続きに関する注意事項

１　立候補の意義

公職選挙法は、立候補制をとっていますので、法の定める手続きによって候補者としての届出又は推薦届出のあった者でないと、当選人となることができませんから、これらの手続きをすることが必要です。

２　候補者の資格要件

⑴　被選挙権があること

被選挙権は、日本国民で、年齢満 25 年以上（選挙の期日により算定する。）の者で、次の欠格事項に該当しないことが要件となっています。被選挙権のない者は候補者となることができません（法 10、11、11 の 2、86 の 8、252、規正法 28)。

欠　格　事　項
1　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
2　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
3　公職にある間に犯した刑法第 197 条（収賄、受託収賄及び事前収賄罪)、第 197 条の 2（第三者供賄罪)、第 197 条の 3（加重収賄及び事後収賄罪)、第 197 条の 4（あっせん収賄罪）又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律第 1 条（公職者あっせん利得罪）の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者で、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
4　法律の定めにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により拘禁刑以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
5　公職にある間に犯した上記 4 に掲げる罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から 5 年を経過したもので、当該 5 年を経過した日から 5 年を経過しない者
6　公職選挙法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、それぞれの罪に応じて同法第 252 条の規定により選挙権及び被選挙権を停止されている期間中の者
7　政治資金規正法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、それぞれ罪に応じて同法第 28 条の規定により選挙権及び被選挙権を停止された期間中の者
8　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、それぞれの罪に応じて同法 17 の規定により選挙権及び被選挙権を停止されている期間中の者

⑵　連座に伴う立候補制限

選挙において候補者と一定の関係にある者が買収罪等の罪を犯し、刑に処せられた場合、連座制が適用されない場合等を除き、５年間、同じ選挙で、同じ選挙区から立候補することはできません（法 251 の 2、251 の 3)。

⑶　公務員の立候補制限

国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、在職中、一部の者を除き候補者となることができません。これに該当する者が立候補した場合には、その届出の日に当該公務員たることを辞したものとみなされます（法 89、90）。

⑷　選挙事務関係者の立候補制限

投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長は、在職中、その関係区域内で候補者となることができません（法 88）。

⑸　重複立候補の禁止

一の選挙において公職の候補者となった者は、同時に他の選挙における公職の候補者となることができません（法 87）。

3　立候補の手続き

⑴　届出関係書類

届出に要する書類は、次のとおりですから、記載例等を参照して間違いなく完全な書類を作成してください（法 86 の 4、令 89）。

ア　候補者届出書又は候補者推薦届出書
イ　候補者推薦届出承諾書（推薦届出の場合のみ必要）
ウ　推薦届出者の選挙人名簿登録証明書（推薦届出の場合のみ必要）
エ　供託証明書（100 万円）（選挙の告示前でも名古屋法務局供託課で受け付けます。）
オ　候補者となることができない者でない旨の宣誓書
カ　所属党派証明書（所属する政党その他の政治団体があるとき）
キ　候補者の戸籍の謄本又は抄本
ク　通称認定申請書（通称の使用を求める場合）

⑵　届出の期間と届出先

届出は、選挙の期日の告示があった日（1 月 10 日）に、郵便等によることなく、文書で選挙長に届け出ることとなっています（法 86 の 4）。

なお、届出の受理は午前 8 時 30 分から午後 5 時までにおいて到着順に行いますが、午前 8 時 30 分までに到着した者が 2 人以上あるときはくじにより届出順位を定め、受理します。

また、告示日に候補者が 2 人以上ある場合で、その日後、当該候補者が死亡したり、当該候補者が候補者たることを辞したものとみなされたときは、補充立候補といってさらに投票日前3日の午後5時までに立候補の届出をすることができます(法 86 の 4)。

⑶　届出書類の書き方

ア　候補者の氏名

必ず戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。

なお、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表及び人名用漢字別表に記載された文字を使用して届け出ることは差し支えありません。

また、本名に代えて通称を用いることができますが、このためには、選挙長の認

定を得るために、候補者届又は候補者推薦届に「通称認定申請書」を添えるとともに、その呼称が「本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足りる資料」を提示しなければなりません（令 89⑤で準用する令 88⑧）。

イ　本籍、住所及び生年月日

被選挙権の有無の判定上必要ですから、正確に書いてください。

ウ　年齢

選挙期日（令和 9 年 1 月 17 日）現在の満年齢を書いてください。

エ　党派

党派は、候補者が所属する政党その他の政治団体の名称を記載し、2 以上の政党その他の政治団体に所属するときは、いずれか一の政党その他の政治団体の名称を書いてください。

なお、この名称は所属党派証明書と一致するものでなくてはなりません。

所属党派証明書を有しない者は「無所属」と記載してください。

オ　職業

職業は、なるべく詳細に書いてください。

たとえば、単に「会社員」と書かないで「何々会社社員」というように書いてください。

なお、市長と兼職を禁止されている職にある者は、その職名を書いてください。

また、地方自治法第 142 条に規定する関係にある者は、その旨を記載してください。

カ　一のウェブサイト等のアドレス

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載してください。

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するための一のウェブサイト等を利用しない場合は、斜線を引いてください。

⑷　届出書類の事前審査

立候補届出の際、届出書類に不備があると届出を受理することができず、計画された選挙運動等に支障を生じることになります。次のとおり、届出書類の事前審査を行いますので、必ず、審査を受けてください。

ア　期日等　　12 月 18 日（金）・21 日（月）　午前 9 時～午後 4 時

イ　場　所　　尾張旭市役所　総務課

ウ　持参するもの　①立候補届出関係書類一式

②印鑑（立候補届出関係書類一式に使用したもの）

4　立候補の効果

選挙運動は、立候補の届出が済んだときからできます（法 129）。

届出前の選挙運動は、いわゆる事前運動として罰せられますから、ご注意ください（法 239）。

５　立候補の辞退

候補者を辞退しようというときは、立候補の届出期間内に文書で選挙長に届け出なければなりません（届出期間経過後は辞退できません。）。

なお、この場合、供託物は尾張旭市に帰属します（法 86 の 4、93、令 89）。

候補者が次の職についたときは、立候補の辞退とみなされます。この場合、候補者は直ちにその旨を選挙長に届け出ることが必要です（法 91、令 91）。

⑴　選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長）となったとき

⑵　立候補できない公務員となったとき

６　立候補に伴うその他の届出

立候補に関する手続きは以上のとおりですが、その他に立候補に伴ういろいろな手続きがありますので、これらもあらかじめ準備しておいてください。

⑴　出納責任者を選任したときは、直ちに届け出ることが必要です（法 180）。

⑵　選挙事務所を設置したときは、直ちに届け出ることが必要です（法 130、令 108）。

⑶　選挙事務員等の届出は、その者を使用する前に届け出ることが必要です（法 197 の 2、令 129）。

⑷　選挙立会人の届出は、候補者が選挙人名簿に登録された者の中から本人の承諾を得て（承諾書が必要です。）選び、1 月 14 日（木）午後 5 時までに選挙長に届け出てください（法 76）。

届出のあった立会人が１０人を超えるときは、くじで１０人を定めます。

なお、同一政党等に属する候補者から届け出た立会人は、くじで２人までに限定されます（法 76）。

⑸　選挙運動用ビラを頒布しようとするときは、選挙管理委員会へあらかじめそのビラを届け出て、証紙の交付を受けてください（法 142）。

７　選挙に関する諸届出等の時間

選挙に関する諸届出等の期日や時間は、公職選挙法の定めるところにより厳守しなければなりません。その時間については、土曜日、日曜日、祝日を問わず、選挙管理委員会、選挙長等に対してする届出、請求、申出その他の行為は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間にすることになっていますから、ご注意ください（法 270）。

第８　立候補届出の受付順位

立候補届出の受付は、1 月 10 日（日）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、尾張旭市役所講堂 1 で行いますが、当日午前 8 時 30 分までに到着した届出人については次により「くじ」で受付順位を定めます。

1　仮受付

⑴　午前 8 時 15 分に尾張旭市役所 3 階エレベーターホールに仮受付所を設け、午前 8 時 30 分までに到着した届出人の仮受付を行います（仮受付の順位は到着順とする。）。

⑵　仮受付をした届出人は、受付開始まで講堂でお待ちください。

2　受付順位を定める「くじ」の実施

⑴　午前 8 時 25 分に書記長が、仮受付をした届出人に受付順位を定める「くじ」の方法を説明します。

〔くじの方法〕

「くじ」は、仮受付の番号を各候補者の持玉番号とし、抽選器からそれぞれ該当の番号が付されている玉が出た順位をもって、各候補者の受付順位とします。

⑵　午前 8 時 30 分に選挙長が、立候補受付の開始を宣言します。

⑶　受付順位が定まった後に、その順序に従い届出の受付を行います。

⑷　午前 8 時 30 分後に到着した届出人については、上記の届出が終了してから、その到着順に受付を行います。

名古屋法務局本局案内図

案内図	
郵便番号 所在地 電話番号	〒４６０－８５１３ 名古屋市中区三の丸２－２－１（名古屋合同庁舎第１号館） 電話：０５２（９５２）８１１１
交通 手段	地下鉄名城線「名古屋城」駅下車、５番出口徒歩２分